

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>四代目福博会及び松葉会の指定の 確認について</p>	<p>令和6年1月18日 刑事局</p>
<p><b>1 概要</b></p> <p>令和5年11月17日に福岡県及び東京都の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 四代目福博会(主たる事務所:福岡県、代表する者:金<sup>きん</sup> 國泰<sup>くにやす</sup>)</p> <p>(2) 松葉会(主たる事務所:東京都、代表する者:伊藤<sup>いとう</sup> 義克<sup>よしかつ</sup>)</p> <p><b>2 指定の要件に該当すると認める理由</b></p> <p>(1) <b>実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</b></p> <p>各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>○ 威力を利用した資金獲得活動の状況</p> <p>前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う恐喝、貸金業法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>(2) <b>犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</b></p> <p>各団体の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) <b>階層組織性要件（同条第3号）該当性</b></p> <p>各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p>		

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく再発防止処分請求に関する警察庁長官の意見陳述について</p>	<p>令和6年1月18日 警 備 局</p>
----------------------------	---	----------------------------

## 1 経緯

- オウム真理教主流派Alephは、昨年3月21日から現在まで、団体規制法第8条の再発防止処分に付されており、施設の全部又は一部の使用及び金銭の受贈与が禁止されている。
- Alephは、再発防止処分決定以降も、依然として観察処分に基づく要報告事項のうち構成員や資産等の一部不報告を続け、公安調査庁の書面による是正指導にも応じていない。
- このため公安調査庁は、現在の再発防止処分の期限である本年3月20日以降も引き続き同処分に付する必要があると認め、改めて、公安審査委員会に再発防止処分を請求する方針を決定。
- 同法第12条第2項において「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されていることを踏まえ、今般令和5年12月20日付けで、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。

## 2 再発防止処分の内容（現在の処分の内容と同一）

- 土地・建物の全部又は一部の使用禁止
- 財産上の利益（お布施等）の贈与を受けることの禁止

## 3 警察庁長官の意見

当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。

## 4 今後の予定

2月上旬、公安調査庁長官が公安審査委員会に再発防止処分を請求

## 1 特別派遣部隊

- 全国警察から被災地に特別派遣を実施  
発災から、のべ約1万9,000人（うち救助部隊約1万2,000人）

## 2 救助部隊による主な活動

- (1) 土砂崩れ・倒壊家屋・津波浸水地域における捜索等
  - 大規模な土砂崩れ・倒壊家屋現場では重機を活用
  - 津波浸水地域における検索活動を実施
- (2) 孤立集落等における要救助者の救出救助
  - ヘリから孤立集落等に降下して、情報収集・救出救助を実施
  - 救助を要しない方にはその要請に応じて水・食料等を配付
- (3) 輪島市「朝市通り」地域における捜索
  - 約48,000㎡の広大な焼失地を警察・消防・自衛隊でエリア分けし、約500～600人体制により、5日間で捜索を完了
- (4) 情報発信
  - 「警察庁（災害情報専用）アカウント」をX（旧Twitter）に開設し、救出救助活動等を発信
  - 帰県した救助部隊員が報道機関の取材に対応

## 3 防犯対策

- 避難所や被災地の街頭への防犯カメラの可及的速やかな設置
- 被災地におけるパトロールの強化
- 災害に便乗した犯罪の防止と被災者の不安解消に資する情報発信の強化

## 4 交通対策

7日から「のと里山海道」から被災地につながる一部の区間の通行を災害復旧や救援物資輸送に係る車両に特化するための交通規制を実施（道路復旧等を踏まえ、18日から規制区間変更）

## 5 犯罪捜査

特別機動捜査部隊48名を派遣し、被災地で発生した犯罪等の捜査活動に従事